

事務事業の評価結果の審査について  
答申書  
(別添)

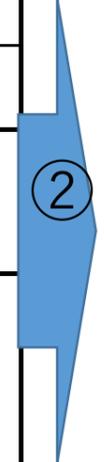
**個別内容**

専門家チームからの指摘		部局が示した対応方針	
見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
公益性	現在のニーズに対応しているとは言えないため、より多くの人が必要とし、恩恵を享受できる事業を考え、展開する必要がある。	設立当初から母子・寡婦家庭等という同じ立場の会員同士が交流や情報入手の場として重要な役割を果たし、また、当事者しか分からない視点で、行政へ質問書等を提出するなど活発な活動を行ってきた。よって、母子・寡婦家庭等の福祉の向上のためという補助金の目的と合致していたと思われるが、現在、補助金の目的と活動内容を照らし合わせると、この団体への支援が必ずしも公益性が高いといえるものではないと考えるため、廃止できるよう見直しを行う。	令和7年度末
公平性・透明性	本来のターゲットでないOB層が中心の団体で、お祝い給付金や交流会の費用に補助金が充てられることは市民感覚ではミスマッチではないか。	本来公金を投入すべきでないと思われる費用への補助金の充当は公益性に欠けると考えるため、廃止できるよう見直しを行う。	令和7年度末
行政関与の必要性	県内で同様の補助金は5自治体のみで、伊賀市は金額的にも突出している。	自主事業への移行を推進するとともに、補助金については研修会、や支部・地区への補助金に対するものとする。	令和7年度末
補助の効果(成果指標)	団体への補助を続けるのであれば、ひとり親家庭の何を解決すべきなのか、そのための指標が必要。それが果たせないのであれば今までの財政支出はするべきではない。	補助金創設当時は、母子・寡婦家庭等の福祉の向上、会員相互の親睦を図ることを目的に、先輩に話を聞きアドバイスをもらいながら、自助・互助による生活の安定が図れていたと思われるが、会員数の伸び悩みなどにみられるように、目的がひとり親のニーズと合致していないと思われるため、廃止できるよう見直しを行う。	令和7年度末
今後の方向性	団体を存続させるための補助金であってはならない。支援の目的にあった団体を補助対象として選ぶべきであり、この団体への補助金は考え直すべき。	母子・寡婦家庭等の福祉の向上を目的として補助金を交付していたが、この団体への支援が公益性が高いといえるものではないと考えるため、廃止できるよう見直しを行う。 なお、高等職業訓練促進給付金等の他の事業について見直しを行うが、実績の時点で対象者が少ない場合で、効果が高いものについては存続させていきたいと考えている。	令和7年度末
本事業に関する今後の方向性	<b>廃止</b>		
上記理由	終期を3年後の令和7年度末とし、その期間を団体の運営体制の見直し等の移行期間とする。		

行政事務事業評価審査委員会での審査結果等	
審査結果	廃止
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭、ヤングケアラーなど重要な政策課題があるため、早急に調査していただき、その対策を全庁横断的に検討するべきである。</li> <li>●伊賀市母子寡婦福祉会への団体補助は1年を猶予期間として廃止すべきである。</li> <li>●研究大会や研修などで得た成果を市民に還元するのであれば、その経費に限り補助を継続することは必要と考える。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体が設立された経緯として、母子寡婦世帯の課題解決が目的とされていたが、時間の経過とともに活動自体が形骸化し、目的を見失っているものとする。</li> <li>●母子父子家庭は伊賀地域で600名いる。新しい形の補助を探っていただきたいし、その場合50万円の補助金では足りないことも考えられる。</li> <li>●こども未来課と生活支援課が児童扶養手当の700世帯(230世帯ほどが回答)を対象に、生活面の困りごと、悩みごとなどを調査した詳細なものがあるため、その結果を踏まえて方向性や、他団体への補助金交付を含めて検討されたい。</li> </ul>

<p>諮問時の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本団体への補助金は遅くとも令和7年度末までに廃止することとする。</li> <li>・母子寡婦で本当に困っている人のニーズや課題を把握し、適切な支援制度を検討する必要もあるのではないか。</li> <li>・真に必要な支援を行うために既存の補助金を3年間という見直し期間を設けて継続することに妥当性があるのか。</li> </ul>
--

個別論点ごと 部局対応方針	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
	公益性	現在のニーズに対応しているとは言えないため、より多くの人が必要とし、恩恵を享受できる事業を考え、展開する必要がある。	設立当初から母子・寡婦家庭等という同じ立場の会員同士が交流や情報入手の場として重要な役割を果たし、また、当事者しか分からない視点で、行政へ質問書等を提出するなど活発な活動を行ってきた。よって、母子・寡婦家庭等の福祉の向上のためという補助金の目的と合致していたと思われるが、現在、補助金の目的と活動内容を照らし合わせると、この団体への支援が必ずしも公益性が高いといえるものではないと考えるため、廃止できるよう見直しを行う。	令和7年度末
	公平性・透明性	本来のターゲットでないOB層が中心の団体で、お祝い給付金や交流会の費用に補助金が充てられることは市民感覚ではミスマッチではないか。	本来公金を投入するべきでないと思われる費用への補助金の充当は公益性に欠けると考えるため、廃止できるよう見直しを行う。	令和7年度末
	行政関与の必要性	県内で同様の補助金は5自治体のみで、伊賀市は金額的にも突出している。	自主事業への移行を推進するとともに、補助金については研修会、や支部・地区への補助金に対するものとする。	令和7年度末
	補助の効果 (成果指標)	団体への補助を続けるのであれば、ひとり親家庭の何を解決すべきなのか、そのための指標が必要。それが果たせないのであれば今までの財政支出はするべきではない。	補助金創設当時は、母子・寡婦家庭等の福祉の向上、会員相互の親睦を図ることを目的に、先輩に話を聞きアドバイスをもらいながら、自助・互助による生活の安定が図れていたと思われるが、会員数の伸び悩みなどにみられるように、目的がひとり親のニーズと合致していないと思われるため、廃止できるよう見直しを行う。	令和7年度末
	今後の方向性	団体を存続させるための補助金であってはならない。支援の目的にあった団体を補助対象として選ぶべきであり、この団体への補助金は考え直すべき。	母子・寡婦家庭等の福祉の向上を目的として補助金を交付していたが、この団体への支援が公益性が高いといえるものではないと考えるため、廃止できるよう見直しを行う。 なお、高等職業訓練促進給付金等の他の事業について見直しを行うが、実績の時点で対象者が少ない場合で、効果が高いものについては存続させていきたいと考えている。	令和7年度末
	本事業に関する 今後の方向性	<b>廃止</b>		
上記理由	終期を3年後の令和7年度末とし、その期間を団体の運営体制の見直し等の移行期間とする。			



諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>本団体への補助金は遅くとも令和7年度末までに廃止することとする。</li> <li>母子寡婦で本当に困っている人のニーズや課題を把握し、適切な支援制度を検討する必要もあるのではないかと。</li> <li>真に必要な支援を行うために既存の補助金を3年間という見直し期間を設けて継続することに妥当性があるのか。</li> </ul>
--------	--

審査結果	廃止
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭、ヤングケアラーなど重要な政策課題があるため、早急に調査していただき、その対策を全庁横断的に検討するべきである。</li> <li>●伊賀市母子寡婦福祉会への団体補助は1年を猶予期間として廃止すべきである。</li> <li>●研究大会や研修などで得た成果を市民に還元するのであれば、その経費に限り補助を継続することは必要と考える。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体が設立された経緯として、母子寡婦世帯の課題解決が目的とされていたが、時間の経過とともに活動自体が形骸化し、目的を見失っているものとする。</li> <li>●母子父子家庭は伊賀地域で600名いる。新しい形の補助を探っていただきたいし、その場合50万円の補助金では足りないことも考えられる。</li> <li>●こども未来課と生活支援課が児童扶養手当の700世帯(230世帯ほどが回答)を対象に、生活面の困りごと、悩みごとなどを調査した詳細なものがあるため、その結果を踏まえて方向性や、他団体への補助金交付を含めて検討されたい。</li> </ul>

個別論点ごと 部局対応方針	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
	公益性	どれだけの市民が家にお風呂がなく、そのために銭湯を必要としているのかの根拠を確認しなければ、本当に必要とされている補助金なのか分からない。	公衆浴場の確保により、内風呂のない世帯や高齢等の理由で内風呂を利用することが困難な地域住民の公衆衛生の向上を図ることを目的としているが、現在の補助金要綱に補助金額が明確化されていないため、令和5年度より補助金要綱の内規を制定し、補助対象を確実に定め、経営に必要な額を補助対象としたい。	令和5年度内
	補助の効果 (成果指標)	指標が無いことは問題。どのような人を救いたいのか、そのゴールは明確にすべき。風呂が無い人の数があがってくる必要がある。	事務事業評価の指標については、担当課の指示により以前から指標を上げる対象でないものとして認識していたため計上していない。しかし、現在の伊賀市民の家にお風呂が設置されていない数は把握できていないが、一定数は超えているものと判断しており、その多くは移動方法の確保が難しい高齢者が多数である。この数年のうちに、他の公衆浴場やスーパー銭湯の閉鎖が相次いだことにより、衛生状況の確保が難しいなか、地域住民の公衆衛生の維持や地域の活性化に寄与し、現存する公衆浴場の経営を存続するためにも補助金は必要と考える。また、三重県より衛生管理の条例が新たに規定されたことにより、ますます浴場確保に要する経費がかかることからの補助が必要と考える。	
	本事業に関する 今後の方向性	<b>継続</b>		
上記理由	公衆衛生の観点から公衆浴場を維持することは行政としての役割であると考え。その為、以前のような不明瞭な定額補助を行うのではなく、令和5年度には補助対象を明確にした内規を新たに制定し、適正な補助により事業を継続してもらうものとする。			

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズがどれくらいあるのかを明確にせず継続することは、いつまで補助し続けるのかの判断材料を失うことになるが、そのニーズ把握なく継続することが正しいのか。</li> <li>銭湯の経営状況をしっかりと分析し、公費による運営補助が必要なのか検証すべきではないか。</li> <li>この補助金の目的が住民の公衆衛生の確保か、あるいは公衆浴場の維持存続なのかによって必要な施策が異なるのではないか。</li> </ul>
--------	--

②

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の趣旨を踏まえるなら補助することは妥当であるが、浴場の数が減っているのに補助金が据え置かれていること、算定根拠や成果が全く把握できていないことは、見直すべき。</li> <li>●福祉部部門や民生委員とも連携して、多くの市民とつても効果が高まるような工夫をすること。</li> <li>●内規ではなく要綱を整備すること。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金の支出する目的が大切と考える。公衆浴場の維持存続のニーズがあるならば、その目的を明確にした方がよい。</li> <li>●上野浴場組合に加入しているところだけに補助金を交付することは公平性の観点から疑問が残る。衛生状態の改善のために浴場が必要であれば、市内の温泉施設に対しても同じように交付すべきと考える。</li> <li>●風呂に入れない方、高齢の方を支援するというのであれば、対“ひと”への補助になるし、公衆浴場、温泉に関わらず入浴できる環境を整えるのであれば“環境”への補助となる。この区別が必要であると考え。</li> <li>●公衆浴場の周知を図ることが大事である。市街地に関わらず、旧町村の内風呂が無い住民の方々に使っていただけるような議論を行うべきである。</li> <li>●風呂難民を出さないようにするためにも行政として対策を考えないといけない。高齢福祉の観点でも、庁内に横串を刺して考えて行くべきである。</li> </ul>

部局対応方針	個別論点ごと	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
		積算根拠	何に補助金を使っているのが大事であるが、定額補助と なっているため、使途が分か らない。また、必要なものに使 われていないということがな いように続けていかなければ いけない。	補助対象経費は、献血協力者への粗品代や献血推進イベントの経費となっている。 これは、市が事務局となっている為、補助金の使途については把握できており、ま た、最低限の必要経費であると判断の上、引き続き継続していくものとする。	実施中
本事業に関する 今後の方向性		<b>継続</b>			
上記理由		毎年、三重県献血センターによる献血計画に基づき、血液センターと三重県と伊賀市が協力を図り、安心・安全な血液の確保の 為、献血思想の普及や啓発が必要であることから、より一層の取り組みが不可欠となる。			



諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、伊賀市内の献血率は高いが、補助金による効果であるかどうかの判断ができない。</li> <li>・感染症など社会情勢により血液不足が懸念される中、場合によっては補助金の拡充も必要であると考えられるため、しっかりとした成果指標を設ける必要がある。</li> <li>・6万円という少額補助であれば、CSRの一環として、協定を結んでいる民間事業者との連携事業への見直しも考えられるのではないかと。</li> </ul>
--------	---



審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 献血実績の成果が見えづらいため、経年の成果を示すこと。</li> <li>● 成果を検証したうえで、積み上げ式の事業費補助にするべき。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推進協議会の構成メンバーには、規模の大きい企業も含まれていると考えられるので、これらを巻き込んでいくことでうまく展開するような気がするので検討されたい。</li> <li>● 全てをCSRにしてしまうのではなく、行政側の補助を継続した上で、団体と連携することが望ましいと考える。</li> </ul>

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
公平性・透明性	医師会ごとに金額が違うというは改めるべき。それがなくては合理的な補助とは言えない。	伊賀医師会には伊賀市のほとんどの医療機関(旧上野市、旧伊賀町、旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村)が加入し、名賀医師会には旧青山町の医療機関のみ加入していることから、伊賀市国保にとって、医師会ごとに金額が違うことは合理的であると考えます。	
公益性	国民健康保険の円滑な事務とレセプト作成事務の関連が見いだせない。用途がはっきりしていない補助金に公益性があるとは言えない。	正確なレセプトが作成されることにより、医療費の適切な請求がなされ、国保事業の円滑な事務につながっているが、補助金とレセプト作成事務との関連が薄いことは、現状として認められる。	
今後の方向性	レセプトを適切に作成して貰うことが目的なら、研修やシステム導入など具体的な項目への補助に出来ないか。	具体的な項目への補助に切り替える方向で考える。	3年をめどにする
本事業に関する今後の方向性	<b>その他手法</b>		
上記理由	具体的な項目への補助に切り替えるよう検討する。		

①

諮問時の視点	<p>・補助金額の単価が違うことに対して合理性があるとされているが、同一業務への補助金額が団体ごとに違うことが本当に合理的と言えるのか。</p> <p>・原課としてレセプトの作成が補助金の目的と関連が薄いことを認めており、補助金の交付意義が根本から覆るものである。3年内と言わず、具体的な補助へ切り替え、あるいは廃止をする検討も必要ではないか。</p>
--------	--

②

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的を明確にし、その目的に対する補助に改める</li> <li>●算定根拠を示し、合理性がある補助金にする。</li> <li>●改善までの期間は所属が示す3年ではなく、可能な限り速やかに。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師会ごとに金額単価が違う補助となっていることは合理性があるとは言えず見直す必要がある。</li> <li>●医師会止まりの補助金なのであれば、研修費などの事業費に補助をするべきで、医師会に対して医療機関が作成するレセプト一枚当たりいくらという基準で補助金を出すことは間違っている。</li> <li>●レセプトが適正に丁寧に作成されることで市の業務作業が軽減されることを目的にレセプト一枚あたり何円で出す補助金なのであれば、医療機関に補助金、協力料などを交付する必要がある。事業課はこの補助金で何を実現したいのか、これを整理したうえで今後の方向性を示すべきである。</li> <li>●医師会との連携は市民にとって非常に大切なので、今後も密にお願いしたい。</li> <li>●1年という期間を待たずとも、速やかに見直し、そのうえで継続していく。市民への説明責任を果たすためにも、少しでも早く対応することが行政には求められる。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

個別論点ごと 部局対応方針	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	
	法的根拠	電気代の交付についても要綱に定め補助金として交付すべき。	市が公益上必要であると認めた場合対価なくして支出するものではなく、応分の負担を負うことについて、伊賀市と上野土地改良区で締結された協定をもとに交付している。伊賀市が負担する金額の上限について、土地改良区と協議を行い、必要に応じて現行の協定書の内容を更新する。	令和5年3月	
	法的根拠	旧市町村時代の取り決めで事務を進めているので、伊賀市として改めて見直したうえで進めるべき。	管理人に支払っている金額105,000円(内7割の73,500円を市が負担)の内訳について、管理業務の内容と実労働時間について再度調査を行い、伊賀市が応分の負担を負う必要がないものが含まれていないか詳細について精査する。現時点における伊賀市の適正な負担割合を算出したうえで、ゼロベースで伊賀市と土地改良区で協定を締結する。	令和5年3月	
	積算根拠	土地改良区の固定資産台帳を確認したうえで、整備計画を作成しその計画をベースに補助の内容を考える必要がある。	土地改良区が所管する主要な施設について、施設管理台帳の作成を強く促し、計画的な施設補修計画を作成させる。	令和5年3月	
	受益者負担・決算内容	繰越金の有無を確認し、余剰資産があるということであれば、補助金を交付するべきではない。	毎年の事業報告書を提出させることにより、余剰資産の洗い出しを行う。、土地改良法の改正等にもなう事務の在り方については、三重県から指導を受けているところであり、既に複式簿記を導入していることを確認した。	令和5年3月	
	本事業に関する今後の方向性	<b>継続</b>			
	上記理由	この交付金は、伊賀市が使用する水量(全体の7割)を確保するための揚水施設、及び揚水を貯留する真泥池の放流施設の操作・管理にかかる管理人の手当に充てられる。当該施設の操作には、河川が取水可能な水位か判断し、取水量を守って揚水機を操作する必要があるため知識と経験を要する。また、連動して真泥池の水位を管理するための真泥池堤の操作室も管理しており、緊急の出動要請にも応えなければならない。管理業務の内容や作業量について詳細を確認したうえで、伊賀市が応分の負担に対して支出していることが認められれば継続する。			

①

諮問時の視点	・指摘事項に対し、上記のとおり取り組むことを条件に、この補助金を継続することはやむを得ないのではないか。
--------	--

②

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対応方針で示された内容を実施されたい。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この施設の管理というのは非常に必要なもので、知識をもった方に管理をしていただくべきものだと考える。</li> <li>●旧市時代の協定書を根拠に支出しているということで、これを伊賀市に改めて、内容も精査して続けていくことは問題ないと思う。</li> <li>●施設そのものの維持だけでなく、管理する方の技術などの継承というのが今後の課題となるのではないか。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
法的根拠	国の補助要綱を参考に補助要綱の見直しをしてはどうか。	交付要綱内の支出根拠となる記述が弱いとの指摘であるため、国や他の自治体の要綱の記載を参考に、また、庁内他課との調整を踏まえて検討します。	令和5年度中
積算根拠	670万円の算出根拠を明確にするべき。	過去の経緯と算出根拠について確認中です。	令和4年12月
受益者負担・決算内容	国の補助メニューの活用すべきでないか	ご教示いただいた文化庁の補助メニューを調査し、対象となるかを確認します。	令和4年12月
受益者負担・決算内容	決算の内容では市の交付金だけが出て、自己資金が無いのは歪な感じがするので確認するべき。	コロナ禍以前は、祭に際し各町の住民等から寄付金を集め、それを自己資金としていましたが、令和2～3年はダンジリ巡行が中止となったことから寄付金を集められませんでした。ちなみに令和元年度では、自己資金は268万円となっています。なお、飲食等について各町からの支出はあるが、交付金の対象にならないものは記載していません。	確認済み
本事業に関する今後の方向性	<b>継続</b>		
上記理由	祭を開催する町では、少子高齢化、人口減少などにより、祭への資金や担い手が不足している状態となっているが、ユネスコ無形文化遺産に登録されている上野天神祭のダンジリ行事は、市としても世界に誇る遺産として、また市の宝として、その文化的価値をしっかりと次世代に継承していかねばならないことから、引き続き支援を行っていきたい。		

①

②

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠なく、補助金を継続することは問題であるため、その根拠を明らかにし、真に公費を投入する必要があるものに対して補助することを前提に、継続とすることもやむを得ないのではないか。</li> <li>・公民連携による民間資源の活用の模索や、クラウドファンディング等による自己資金調達のための支援も考えるべきではないか。</li> </ul>
--------	---

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上野天神祭のダンジリ行事に係る事業費のうち市補助金の使途、何にいくら使ったのかを明確にし、説明責任を果たせるようにするべきである。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上野天神祭のダンジリ行事はユネスコ無形文化財に指定され、全市的に取り組むべきことである。</li> <li>●住民自治協議会と連携して町の課題として地域包括交付金に上乗せすることなども考慮すべき。補助金をカットすることではなく、他との連携の視点が必要であると考えます。</li> <li>●ダンジリ行事が維持されるため、旧上野市街だけではなく、旧町村の市民からも支援されるような形が大事だと思う。</li> <li>●何にどう使われたかが明瞭になっていないと目的に沿っているのか分からない。交付金が積み立てに回ることは避けなければならない。</li> <li>●今後は対外的なPRが今まで以上に必要になると考えるので、この補助金の使い道として、市外に向けた広報PRに充てていく必要性もあるのではないかと。</li> </ul>

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
受益者負担・決算内容	自己負担による活動は出来ないのか	毎年市内では、伊賀市長杯等多くのゲートボール大会が開催されており、参加者も多く高齢者が最も参加できるスポーツであり、生きがい活動の交流の場として大きな役割を果たしている。また、最近では世代間交流のゲートボール大会が開催されるなど、高齢者だけの交流ではなく、孫世代との交流もあり、更に重要な活動の一環となっています。今後の方針としては、老人クラブが行う活動全てに補助をするのではなく、補助の対象となる重点的な地域活動を精査し、重点活動を実施するクラブに対して補助を行うような形に変えていきます。	令和6年度末迄
公益性	事業費の積み上げによる補助が出来ないのであれば、公益性もなくこの補助金はやめるべき。	老人クラブ連合会の意向も確認しつつ、補助金を縮小する方向で老人クラブ連合会への補助金を縮小し、活動主体である単位老人クラブに対する補助を充実させていきます。特に地域貢献的な活動を行う単位老人クラブへの支援を重点的に行うような仕組みを構築していきます。	令和6年度末迄
公平性・透明性	老人クラブに限定せず、老人クラブに入れない、入りたくないが地域活動をしているというところこそ補助する必要があるのではないか。	現状のように市老連に加入している老人クラブへのみ補助金を交付するのは公平性に欠けるため、市老連への加入の有無ではなく活動内容に応じて補助金を交付するように見直していきます。	令和6年度末迄
公平性・透明性	繰越している資金があるので、なぜ繰り越したのか、また末端までの用途について確認が必要。	市老連及び各支部の繰越金については繰越理由も含め詳細に確認を行います。単位老人クラブの活動助成については実績報告書及び領収書にて確認のうえ交付しています。	今年度から
今後の方向性	県老連に属する法的根拠はない。四日市市などと同様、必要性が感じられないなら脱退することも選択肢。	県老連に属するかどうかも含め、伊賀市老人クラブ連合会の今後の方向性について協議をおこないます。	令和6年度末迄
今後の方向性	連合会へ交付する意味はほとんどない。単位クラブを含めて、それぞれの事業のお金の使われ方を検査しなければならぬ。またそのうえでも、運営費補助は止めて欲しい。	伊賀市老人クラブ全体について、今後の活動の方向性について課題を見据えたうえで検討を行います。市老連の在り方や単位クラブの活動についても協議し、地域での活動を重点に行う団体を支援できるような補助金の交付体制に見直していきます。	令和6年度末迄
本事業に関する今後の方向性	<b>整理・統合</b>		
上記理由	全国的に見れば老人クラブは解散していくのが大きな流れではあると思いますが、これまで地域活動に貢献していた実績や現在も活動は続いており即座に廃止することは極めて厳しいと考えます。しかし、従来のような補助金の交付は公平性や透明性に欠けるため、老人クラブ全体の見直しが必要であると思えます。		

審査結果	制度の再構築
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付先を限定している現行の補助金制度は廃止し、単位老人クラブへの補助は 団体に加入しているか否かではなく、地域で介護予防等に取り組む事業に対して補助をするような補助金に改めること。</li> <li>● 来年度までには方向性を決定し、早急に見直しできるように取り組まれない。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行で行っている単位老人クラブに対する補助は、受益者負担の方向性を含めた行政指導を行いながら、特定の団体に限定せず、地域包括交付金も含めて他の市事業とも連携しながら補助を出していくような改善が必要である。</li> <li>● 市や県の老人クラブ連合会に加入していない老人クラブが増えており、熱心に活動している団体もあるため、等しく見ていただきたい。</li> </ul>

①

諮問時の視点

- ・上記改善内容を期限までに実施することを前提に継続することもやむを得ないのではないか。
- ・伊賀市老人クラブ連合会への交付は、縮小であっても継続するのであれば、その内容や必要性を十分検討すべきではないか。

②

個別論点ごと 部局対応方針	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
	法的根拠	サークル的活動、施設の修繕や維持管理、公募の有無など要綱で定められているものを逸脱して補助金を支出していないか。	各サロンから提出される実績報告書類にて確認を行い適正な審査支払を行います。また必要に応じて要綱改正を検討します。	今年度分から
	受益者負担・決算内容	補助金シートで数年間自主財源確保を促していくと書いてあるが、そこまでできていないと見受けられるので、今後の見直しには反映させて欲しい。	参加費用が負担と感じて参加を躊躇する高齢者もいると思われるため、必ずしも参加費用を徴収すべきであるとは考えないため、今後の見直しで反映させていきます。	令和6年度末迄
	公益性	この補助金を必要としている母数を把握するべき。	例えば、誰もが年齢と共にフレイル状態になるため、その予防活動事業の実施を目的とし一定年齢以上を母数として成果指標を定める等、改めて事業の目標を明確にしたうえで母数の把握に努めます。	令和6年度末迄
	行政関与の必要性	他団体がやっている補助事業(社協のサロン)と重複していないか。	伊賀市と社協から同一サロンへ補助金が重複していることはありません。今後、社協が支援しているサロンと市が支援しているサロンの活動内容を精査し、市として支援が必要な活動内容であるか見直しを行います。	令和6年度末迄
	今後の方向性	ひとり親の子どものための事業など子供を対象とした事業との連携は出来ないか。	他市での取組み状況を参考にしながら、必要性について関係部署との協議を行っていきます。	令和6年度末迄
	今後の方向性	本当に支援が必要な人たち(サロンに出席できない大勢の人たち)を救う手段を考えるべきではないか。現在の固定メンバーの元気な老人の仲良しクラブに補助する必要がどこまであるのか。市民に対して説明がつかうのか精査すべき。	固定メンバーになっていることは否めないが、孤立や閉じ籠りを防ぐという点では一定の効果は出ていると思います。誰でも気軽に参加でき、介護予防の効果がよくあるようなサロン活動を展開してもらえよう支援していく仕組みづくりが必要であると考えます。社協が支援しているサロン活動との住み分けを整理して行きます。	令和6年度末迄
本事業に関する今後の方向性	<b>継続</b>			
上記理由	社会的孤立や閉じ籠りを防止するという観点から判断すれば引き続き必要な事業であると思います。今後は活動内容を見直し、社協で支援しているサロンとの差別化を図っていきます。			

審査結果	整理・統合
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防を必要とする方に行き渡っていないとすれば、その対策は市が行うべきと考える。そのことを前提として市と伊賀市社会福祉協議会の役割を整理、見直しをすべき。</li> <li>●来年度中には見直しの目途が付き、令和6年度から運用できるようスピード感を持って取り組むべき。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●差別化ではなく、一連の事業として政策、施策を展開するように切り替えるべき。</li> <li>●健康であっても今後介護されるかもしれない方々が対象になっても不思議ではないと考える。専門家チームの指摘事項をそのまま受け止めるのか、健康な方の介護予防とするのか、市としての考えをはっきりさせていただきたい。</li> <li>●介護予防サロンが広く周知され、全く知らないといった市民がいないことを目指す取り組みが必要</li> <li>●介護予防体操など案内されたことがあるがすぐに満員になることもあり、開催数も年2～3回であるため、広く行き届いていないことも懸念される。</li> </ul>

①

諮問時の視点

- ・固定メンバーとならないよう、この補助金により市として何を指すのか、目的・成果を明らかにし、その達成が図れないのであれば廃止を含めた検討を行うべきではないか。
- ・継続とするのであれば、仮説ではなく定量的なエビデンスに基づき成果目標を設定したうえで効果測定を行い、次回見直し時にその目標に達しない場合には廃止も含めた抜本的な見直しが必要とではないか。

②

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
積算根拠	人件費算出の根拠となる事業に携わる人数は事業ベースで「人工」を積算し適正度を測るべき。そのため事業ごとに人工表を示していただきたい。日報などで適正な人工を管理するべき。	社会福祉協議会と協議を行い、事業ごとの「人工」を積算できるかの確認を行います。実施していただいている事業はそれぞれが密接に絡んでおり、単純に1つの事業で「〇人工」という把握ができるかは協議してみないと不明ですが、できるだけ事業ごとの積算により、積算根拠を算出するように努めます。	R7年度予算要求時期まで(R6年秋)
積算根拠	内規ではなく対象費用を要綱内で決めるべき。	健康福祉部関係補助金要綱ではなく、単独の要綱を設置するように努めます。	R5年度中
受益者負担・決算内容	三重県社協へ払う負担金の額が他団体よりも多い傾向がみられるため、内容を精査する必要がある。	伊賀市社会福祉協議会に三重県社会福祉協議会への負担金の額や内容等についてヒアリングを行います。また、伊賀市社協へのヒアリングだけで判断できない場合は、他市町の社協担当部署及び社会福祉協議会にも状況を確認いたします。	R4年度中
今後の方向性	誰が担当で誰が責任者なのかを明確にし、サロン事業等がごく一部の個人のための事業になっていないか、事業の中身を見てその必要性を市でも判断して補助するべき。	伊賀市社会福祉協議会に各事業について担当責任者を確認するとともに、対象者等を確認し公平性が担保されているかの確認についても実施します。	R5年度中
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	社会福祉法が改正により、第6条に明確に国及び地方公共団体の責務が明示され、地域福祉の推進や地域生活課題の解決の資する必要性が増えてきており、これまで以上に社会福祉協議会との連携を強める必要があります。また、当市は全国の他自治体に先駆け重層的支援体制整備事業に取り組み、地域共生社会の実現をめざすことから、社会福祉協議会への委託事業等も多く、社会福祉協議会との連携強化が他自治体よりも求められています。ただし、指摘事項のとおり改善すべき点は改善しながら継続していく必要はあると考えています。		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期について妥当であるか。令和5年度、6年度を待たずに実施すべき内容があるのではないか。</li> <li>・単に「確認」に留まるのではなく、各事業のニーズや目的を明確にし、そのうえでエビデンスに基づく「必要性」を確認し、必要性がないものは廃止も含め、いつまでに改善するのかを示すべきではないか。</li> </ul>
--------	---

②

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伊賀市の重層的な地域福祉の取り組みは先進的であり、今後も推進いただきたい。</li> <li>●事業に対して「何に」「誰に」「どれだけ」という積み上げをした積算根拠が明確な補助金に改めるべき。</li> <li>●要綱の設置に合わせて積算根拠を明確にするべき。</li> </ul>
行政事務事業評価審査委員会 その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個々に行っている事業に対しての評価を適切に効果検証したうえで評価を実施されたい。</li> <li>●人件費補助のため、委託事業での人件費との重複を防ぐために細かく補助金を精査するべき。</li> <li>●行政と社協、適切な役割をそれぞれに担って貰う必要がある。社協の体質、役割、目的、行政としてのお金の出し方、これを改めて行政は考えて欲しい。</li> </ul>

見直しの視点		指摘事項	対応方針	いつまでに
個別論点ごと	積算根拠	補助金を交付していない自治体も多く、対人口比でいけば伊賀市の交付額は(公会計専門家が抱える自治体の中で)一番高い。適正な金額なのか検証が必要。	県内他市の状況を再確認し、補助金の拠出状況及び積算根拠や補助金額を調査します。そのうえで遺族会とも協議をしていければと考えています。	R5年度中
	受益者負担・決算内容	予算額に対して決算状況が100%というものもあり、現実的にありうるのか、また、旅費などの使い道についても懸念があるため、決算書を精査するべき。	決算状況については、毎年総会資料により確認させていただいておりますが、会計関係資料の確認等もさせていただき、適切な処理が行われているか再度確認いたします。	R5年度中
	受益者負担・決算内容	県の遺族会に対する負担金の金額が非常に高い。県への上納金を出すために補助金を出しているようにも見える。この金額が適正なのか、検証が必要。	県内他市にも状況を確認するとともに、負担金の積算根拠等についても三重県遺族会等に確認をさせていただきます。	R4年度中
	公益性	慰霊碑の清掃は地元で行っているのであればそこは委託や地域づくり包括交付金で行って貰っても良いのではないかと。今の戦争の記憶の継承という目的に対して、遺族会への補助金が適切だといえるのか。	市としては、上野公園慰霊塔を伊賀市全体の戦没者を慰霊するモニュメントとして位置付け、将来的にはその文化財価値の高さからも文化財登録をめざしているところですが、今後慰霊塔の清掃等については、ご指摘のとおり委託化も視野に検討してまいりたいと考えています。	R5年度中
	今後の方向性	解散している自治体もあるなかで、補助金を支出する必要性を検証して欲しい。	遺族の高齢化や次世代への継承という課題については全国的な課題であり、残念ながら解散を余儀なくされている遺族会もあるとは思いますが、伊賀市遺族会は積極的に活動に取り組みされており、市として戦争の悲惨さを風化させない、恒久平和を実現するという市の責務に対して、伊賀市遺族会の活動は必要であると認識しております。	R4年度中
本事業に関する今後の部局方針		<b>継続</b>		
上記理由		遺族会の活動に対する補助は、決算状況等を確認の上必要なものについてはこれまで通り実施したいと考えていますが、委託も視野に入れて今後検討してまいりたいと考えています。		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の取り組みの時期が妥当か。他市状況などは令和4年度中に精査し、そのうえで改善が必要であれば令和5年度中に改善すべきではないか。</li> <li>補助金要綱にある「戦争の犠牲者である遺族の福祉の向上を図る」という目的に対して、この補助金が現在も必要な補助金と言えるのか。</li> <li>遺族会の活動が市が求める成果をもたらしているのか。</li> </ul>
--------	--

②

審査結果	廃止(別事業を検討)
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現行の制度としては廃止するべき。</li> <li>●戦争の悲惨さや平和への想いというものを伝える事業など、本来求められている事業に対して交付できるようにするべき。</li> </ul>
行政事務事業評価審査委員会 その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本来は福祉目的であったものが、今は記憶の継承という内容に変わっている。そうすると、新しい目的に沿った補助金に作り直す必要があると考える。</li> <li>●この補助金に対する意見は4つくらいに分けて考えられる。1つ目が、もはや戦争遺族への福祉、という意味では直接的なものもはやその役目は果たし終えただろうということ。仮にあったとしても他の福祉制度で救えるのではないかと。2つ目が、団体の運営補助的な性格を有しており、市はもっと補助金の使途を詳細に把握するよう努めるべきである。3つ目が、戦争の悲惨さを後世に伝え、恒久平和を願うことに関しては、遺族会のみで担うべきものではなく、教育部局と連携して行う方が効果的と考える。4つ目が慰霊碑が文化財的な価値を持っているというような話もあるが、であれば、文化財課からその目的の補助をすればいい。この4点から、廃止で良いのではないかと。今年度はその検証をいただき、来年度に結論を導き出していただきたい。</li> <li>●今、戦争記憶の継承に関しては若い方も様々な取り組みをされている。こういった活動に対して支援が出来るよう、ふさわしい形での補助金に生まれ変わらせるべき。今の形では市民の理解は得られないと考える。</li> </ul>

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
積算根拠	保護司への報奨金交付に切り替えることも検討すべきではないか。	保護司は基本的にはボランティアであり、活動に対して法に基づいて実費弁償金が支給されます。他自治体のケース等を確認のうえ検討してまいりたいと考えます。	R5年度中
行政関与の必要性	後継者育成の面から、行政としてもこの活動の周知の方法を考えるべき。	市職員の定年退職者に対して、保護司のパンフレット等をお渡しし、啓発に努めています。今後は市広報やホームページ、市公式YouTube等の媒体を活用し、保護司活動の周知啓発に努めます。	R4年度中
今後の方向性	繰越金が発生している団体は、補助金をストップする、返還を求めるなど臨機応変な対応が必要。	繰越金については、会費として徴収している部分を保護司会会計としているため、コロナ禍で活動が縮小した分が積みあがったものと認識しています。活動をするために会費は徴収していますので、今後は会費の返還や減額等を行います。	R4年度中
今後の方向性	県への負担金が県内でも一番高い。まずは算出根拠を確認し、そのうえで上部団体に属さない選択肢もあるのではないか。	県内他市における負担金納付状況を再度確認し、今後保護司会と協議して検討してまいります。	R5年度中
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	保護司は保護司法に基づいて活動をしている方々で、犯罪や非行に陥った人の更生や、再犯防止に大きく寄与してします。保護司としての活動を円滑に実施するほか、法務省が提唱する社会を明るくする運動の中心的役割を担っていただいていることから、市として引き続き補助を行う必要があると考えます。ただし県への負担金等については確認してまいります。		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善する時期について妥当であるか。</li> <li>補助金を充てる事業費を明確にしたうえで、使わなかった補助金は返還を徹底するべきではないか。</li> <li>県負担金について、県内他市の状況を確認するのはもちろん、その積算根拠を明らかにし、明確な理由がないのであれば令和5年度までに改善が必要ではないか。</li> </ul>
--------	---

②

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●何にこの補助金を充てるのか積算根拠を明確にすること。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県負担金についてはメリットも整理したうえで、今後の検討をすること。</li> <li>●他市の状況確認は今年度中にすべき</li> <li>●指標が社会を明るくする運動の事業を実施した団体数となっているが、犯罪の再犯率など分かりやすい指標にすべき。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
積算根拠	委託先が市の関係者ということはありません。委託にするならば市が委託先の事務局を担うことは見直すべき。	当該研究会の会則により、事務局は小中学校の教職員11名で構成されており、学校教育課の指導主事は含まれていません。また、同会則により、指導主事は、事務局ではなく「役員」(会計2人のうちの1人)として規定されています。しかしながら、実質は、会計の業務は、指導主事以外の者がおこなっており、指導主事は指導的な立場で研究会の運営に関与している状況です。レビューでのご指摘の趣旨をふまえ、会則を改正して指導主事を会計から外し、研究の指導助言をする立場であることを明記します。	令和4年度中
公平性・透明性	毎年277万円丁度になっていることに疑問がある。何にどれだけ使ったのか実施報告書にも金額を記載させ精査すべき。	小中学校の現場では、可能な限り予算を有効に活用しようという習慣があり、それに沿うように、例えば「1234円分のコピー用紙をください。」といった発注についても業者に応じていただいています。委託金を残金なく使い切っているのはそのような理由によるものです。大量であるため、ヒアリングの際には提出していませんが、何にどれだけ使ったのかという金額を記載した実施報告書は毎年作成しています。また、当該研究会での会計監査を受けた後、学校教育課でも内容について精査しています。	対応済
行政関与の必要性	事業の行政評価が毎年同じということはいけません。評価方法は改めて頂きたい。	レビューでのご指摘をふまえ、評価方法を改善します。	令和4年度中
今後の方向性	同和問題に関する事業は他の人権課題に対する取り組みの一つとして一般施策化を目指していくべきではないか。	人権教育(伊賀市では「人権・同和教育」と表す場合が多い)は、学習指導要領の前文にも「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手になることが求められる」とされ、全ての学校において取り組まなければならない内容であることが記載されています。今後も内容の充実に向けて取組を進めます。本課では、本事業を同和問題に関する事業として捉えていませんので、一般施策化を目指すべきといったご指摘には回答する立場にないと考えます。	対応できない
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	本事業は、伊賀市教育大綱 基本方針1「人権尊重の精神を培う教育」を具体化させるための教育研究を推進するものであり、必要であると判断する。指摘事項について、速やかに改善をはかり、事業を継続する。		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先に市の関係者の関与や、教職員で構成された内部組織ともいえる団体に対し、委託料として支出することが適正なやり方なのかどうか。</li> <li>毎年同額の委託料支出になっていることから、委託業務に関し詳細な金額の区分けが必要ではないか。</li> </ul>
--------	--

②

審査結果	その他手法
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育自体は非常に大切なので継続いただきたいが、手法は改めるべき。</li> <li>●対象経費を明確にしたうえで支出し、余剰金が出た場合に全て消化するという考え方は改めるべき。</li> <li>●市民に対して補助事業の内容が伝わる名称が望ましい。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県費負担教職員であっても、市職員という立場は変わらない。そこに委託していることはどうか。</li> <li>●兼務辞令などを与えたうえで、学校内での直営事業として出来ないのか。</li> <li>●教職員が委託事業を業務時間内に行っていることは法律に抵触しないのか。</li> <li>●指標について、実際に授業で教えられる教員数といったような委託内容に沿った指標に改善するべき。</li> <li>●学校教育課の人的な体制が整っていないというのが大きな原因。担当職員が少なすぎる。この人員で事業をすることを考えたときに今の形にならざるを得ないのではないか。市直営にするには、今の職員数では難しい。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
受益者負担・決算内容	決算書を書面で確認するだけでなく、各団体への直接監査を実施されること。	各支部同研にて実施する監査員による監査に加え、生涯学習課にて各支部同研への直接監査も実施いたします。	今年度
行政関与の必要性	類似の事業を含めるとかなりの額が支出されている。費用対効果が測り辛い分野ではあるが、それでもこの問題に対してこの委託費が有効な手段なのかは常に検証するべきである。	人権同和教育を学校・社会の教育現場で進めるために、各支部同研で地域の実情に応じその課題解決に向けて、市民・行政・教育関係機関・企業・住民自治協議会・自治会などが会員として加盟し、人権同和教育や啓発を行っています。研修機会を確保し、継続して取り組んできたことにより2020年度に市において実施した人権問題に関する伊賀市民意識調査結果からも「差別を許さない」反差別の行動をとる市民の割合が調査の度に上昇していることから、各地域におけるきめ細やかな事業の実施は人権同和教育・啓発の有効な手段であると考えています。ご指摘のことについて、活動方針等を会員と協議しながら活動を進めたいと思います。	
行政関与の必要性	委託料を支出している団体の事務局を市が担うことは止めなければならない。委託するのであれば委託団体が事務局を担うべき。それができないのであれば直営事業である。	伊賀市同研の上部組織の三重県人教は公益社団法人、県内においても津市などでは市の援助を受けて独立しているところもあります。当該団体自らが事務を行うことが求められるというのは理解できますが、レビューの際にも申した内容からも、現状の事業推進が必要であると考えています。	
個別論点ごと 部局対応方針 今後の方向性	今の伊賀市の同和教育に関する施策は市民や協議会に共感を得ているものなのか、活動を客観的に測る指標に改めたうえ、アンケート調査等ニーズを把握する必要がある。	ご指摘のことについては、伊賀市における部落差別をはじめとする差別の撤廃に関する条例及び部落差別の解消に関する法律に基づく調査として、各隣保館利用者を対象としたニーズ調査を実施しています。各団体における活動に関しては、会員である市民や各団体とも協議の機会を持ち総括もいただきながら行っています。また、人権問題に関する伊賀市民意識調査結果からも明らかとなっているように部落差別をはじめとするあらゆる差別が解消されていない現状では、被差別当事者であるマイノリティの意見を施策に反映させるべきであると考えています。	
今後の方向性	同和施策の一般政策化を目指し、そのうえで関係課は一体的に取り組んでいくことも必要ではないか。	伊賀市人権同和教育研究協議会及び上野社会同和教育研究会にあつては、部落差別のみならず部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、すべての市民の人権が保障される、明るく住みよい社会の実現のための研究と実践を推進し啓発活動を通じた人権尊重のまちづくりを進めています。また、人権政策課にあつては市民への人権啓発を、当課においては社会教育としての人権同和教育を担っていますが、施策の実施にあつては関係各課が連携・協力し一体的に事業を行っています。	
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	現在も根強く存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃には、市民が人権の視点を持って主体的に人権同和教育を推進する必要があり、人権教育団体はその活動基盤となることから、現状の事業推進体制が必要であると考えます。		

①

<p>諮問時の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局を市が担っている、通帳管理も市が行っていることは団体の自立性を阻害することに繋がるのではないか。</li> <li>団体の自立に向け、現状を変えるためのビジョンが必要ではないか。</li> <li>研究活動の目的に対する成果を図るためや、広く住民ニーズを把握するためのアンケート調査になっているかどうか。</li> <li>啓発と教育で実施している内容に差異があると言えるのか。</li> </ul>
---------------	--

②

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務局を市が担っている、通帳管理も市が行っていることは改められるべき。</li> <li>●必要な事業に対してしっかり補助を行うために団体と市が話し合っ決めていくような仕組みが必要。</li> <li>●ニーズを把握するためのアンケートは、隣保館を利用している方だけのニーズ調査ではなく、広く市民にアンケートを取っていくことが必要。</li> <li>●具体的な評価指標を立て、事業の効果をチェックできる形が必要。</li> <li>●同和問題以外の人権問題についても優れた取り組みが積み重ねられているため、それが見えるような名称にすべきである。</li> </ul>
行政事務事業評価審査委員会 その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の指標が目的を図る指標としては適切でない。差別の撤廃であれば、差別の相談件数や、事象の減少を図れる指標など、具体的な指標にするべき。</li> <li>●伊賀市人権同和教育研究協議会のことをインターネットで検索したところ、行政側が掲載した情報は確認できたが、この団体が自ら発信した情報は確認することができなかった。若い世代の方々に同和教育を知って貰うという活動をされているのであれば、広く情報を発信する活動にも取り組まれない。</li> <li>●あり方を見直す際には、各地の歴史性や取り組みが後退しない体制を確保することが、一本化を進めてきた市の責任である。その上で、適正な委託料の取り扱いにしていきたい。</li> <li>●毎年同じような取り組みを行っているが、「部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃」に繋がっているかの効果検証が大事である。その原因に着眼すれば取り組みの内容は変わっていくはずである。</li> <li>●団体の自立を促すのではなく、行政がリーダーシップをとって、言うべきことは言って正しい方向に導くべきである。そのため全市的に取り組めるように組織を見直すこと、事業のチェックにしっかりと取り組むことが大事。</li> </ul>

個別論点ごと 部局対応方針	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
	公益性	現状、フォトコンテストへの補助となっているが、喫緊の課題ということから考えると、フォトコンテストへの補助の優先度は低いのではないかと。	団体の会則にある「住民の景観等まちづくり意識の高揚と、事業促進に寄与する広報活動や啓もう等の支援活動」に合致する事業であり、フォトコンテストへの補助が優先度が低いとは考えていない。しかしながら、フォトコンテスト以外の取り組みについても検討する必要がある。また、「城下町の街なみ、佇まい」といった住民が主役の景観保全、啓発を行っていただくことにより、シビックプライドの向上を図っていく。	R6
	行政関与の必要性	事務局を市が担うべきではない。補助先は自立すべきで、自立できないのであれば不適格である。市職員が直接すべき事業であれば直営でよい。	団体事務局を自立してもらうことは課題として認識している。設立や事業目的のために行政が事務局を担ってきた経緯があるため、即時の事務局移行は難しいかもしれないが、協議会に対して提案していく。	R6
	今後の方向性	この協議会だけではなく、中心市街地を活性化したい団体に補助するような制度に作り替えることも考えるべき。	中心市街地活性化を担う団体として、商工業団体、商店会、自治協等で構成される「伊賀市中心市街地活性化協議会」があり助成を行っている。中活協議会ではまちなかでの活性化に資する団体への活動費等に助成する制度はないが、チャレンジショップ等の助成は行っている。様々な団体の市街地での活動、参画を促すため、他の補助制度(中心市街地等商店街活性化事業費補助金)との整合を図り、助成制度を検討していく。	R6
本事業に関する今後の部局方針		<b>整理・統合</b>		
上記理由	協議会における事務局体制の検討と他の中心市街地関係の補助金との整理・統合を検討する。			

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善する時期について、妥当であるか。</li> <li>フォトコンテストの継続が示唆されているが、中心市街地を活性化するための全事業における位置づけから、本当に「優先度は低くなく継続が必要」と言えるのか。</li> </ul>
--------	--

②

審査結果	廃止
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フォトコンテストが市街地の活性化につながるとは考えにくい。令和6年度ではなく今年度中に見直しを行い、廃止も視野に見直すべき。</li> <li>●フォトコンテストを実施するのであれば別の目的で検討すべき。</li> <li>●中心市街地の活性化は、中心市街地活性化協議会の枠組みで検討すべき。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金の目的と実施されている事業に矛盾があるのではないかと。</li> <li>●古い佇まいを残すことや居住の促進が目的とされているが、街中の古民家を取り壊され駐車場になっていることが多く、本来はそれを止める手立てがあるべきだったのではないかと。</li> <li>●なぜ上野だけの取り組みなのか。この団体だけが補助対象となっていることに釈然としない。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
受益者負担・決算内容	余剰金がある場合に、補助金だけは全額使って、余っている分は自分たちの会費。という考えは不適切。	部落差別の被差別当事者団体への補助金支出の目的として、従前から、「研究・研修に使用する経費」としているため、その点は確認している。現状、本部で作成された年度決算書類を提出・確認しているが、各支部ごとの歳入・歳出の確認は出来ていない。決算書等の会計科目についても、改めて見直していただき、人材育成に係る研修・研究経費とその他の支出・経費について、全体を見させていただく必要性を指摘されたので、今後、団体(各支部)にご理解いただき、書類を作成して根拠を残していただく協力・要請を行う。	R4年内
受益者負担・決算内容	同和課内、庁内で類似補助はないか、財政的に困っていない団体への交付は見直すべき。それを確認するためにも団体全体の決算書を確認すべき。	補助金の目的に沿っているかを確認している中で、団体全体の決算も額も確認させていただいている。例えば、R2年度は、新型コロナの影響で研修・学習の機会が減少したため、未使用の補助金を返還されている。ただ、前述のとおり、決算書等の会計科目を見直していただく指摘があったので、今後の提出書類の訂正を団体に要請する。	R4年内
受益者負担・決算内容	「研修、研究活動費以外に支出してはならない」が遵守されているのか、事務費に充てられていないか確認するため、いつ、何に、どれだけ使ったのか詳細が分かる決算書による精査が必要。	今後、提出・確認させていただいている決算書類以外に、本部以外に各支部の会計帳簿を確認する。	R4年内
今後の方向性	県連の県交渉、伊賀市の各部交渉などの事務費にこの補助金が使われていないか確認すべき。	補助金の対象経費を明確にし、適正な支出とするために、関係書類の確認を行う。	R4年内
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	部落差別の被差別当事者の団体として、100年間の活動・運動の実績があり、現実の社会全体をより良い方向に牽引してきた。今後、専門家チームの先生のご助言の1つ1つについて、補助金継続のため、伊賀市の説明責任を果たすのに、団体に協力していただく。		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出担当課として、詳細な使途や決算全体の確認ができていないことに懸念がある。</li> <li>・研修・研究活動により、どのような成果がもたらされたのかの視点による支出内容の精査が必要ではないか。</li> <li>・詳細が把握できない現状で「継続」と判断することが妥当か。</li> </ul>
--------	--

②

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業目的を明確にし、目的に対する補助金に見直すべき。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動内容を全市民が理解しやすくしていただければ目的の成果も得られると思うので、まずはその精査について話し合いをしていただきたい。</li> <li>●(生涯学習課、人権政策課、同和課の事業を)整理統合してコンパクトに強くなって、目標達成に向かっていけるような仕組みを考えて良いのではないかと。</li> <li>●例えば、仕訳として学校の児童生徒、子供たちが学校教育の中で学ぶ。社会人が学び直しとして広く人権に関する知識をアップデートしていく。それと別に、自らが発信できる知識を持ったリーダーを養成していく場合、それぞれの事業に補助することで再整理していただく。こういった仕組みができないか。</li> <li>●研修会にかかる経費が多いように見受けられるが、例えば伊賀を代表し、何名かで参加し、その人たちが団体向けに報告すれば、旅費を削減できるのではないかと。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
積算根拠	研修会が効果があるかを図るため、参加者のレポートなども報告書として把握しておくべき。	研修会について、参加者からレポート等の提出を求めて事業効果を検証すべく、補助対象団体と協議をおこないます。	令和4年度末
受益者負担・決算内容	市の1/2の補助金を前提とした決算内容になっていることは問題。まずは部会費で予算を組み、足りない部分に補助金を充てるように改めるべき。	補助対象団体と面談し、予算内容、対象経費について協議をおこないます。	令和5年度末
公平性・透明性	他の畜産農家もあるなか、牛だけ補助しているというの客観的には他団体との公平性に欠けていると言える。市として伊賀牛は特別ということが市民に対しても説明が成り立つのか。その理由はなにか。	古くは伊賀忍者が牛の肉を乾燥させ保存食として携帯していたと伝えられ、これが伊賀牛のルーツとも言われています。他の畜産業との違いとして伊賀牛の歴史が挙げられ、市民の認知度が高く全国でもあまり見られない地域内生産地域内流通主体のブランド牛です。「伊賀牛」は伝統産業と言っても過言ではありません。また、当市ふるさと納税でも伊賀牛が目玉となっているなど、地域外の販路も拡大が予想され、伊賀市をけん引するブランド「伊賀牛」の振興を継続する必要があります。	
行政関与の必要性	目的と支出との関連性が、実績報告書から明らかになっていない。年複数回の視察を継続して補助していく目的と必要性を検討し、明確にして欲しい。	補助対象団体と面談し、予算内容、対象経費について協議をおこないます。また、行政の関与に関しては、上記記載のとおり、市が「伊賀牛」のブランド力向上に係る取組を実施していることから、今後も支援を継続します。	令和5年度末
補助の効果（成果指標）	品評会で賞を取った、値段が上がったということをも具体的な成果指標として定め、この補助金の使われ方でその効果があったのかを図るべきではないか。	品評会での受賞等については、どのような団体がどのような賞を設けているか把握できていないため、他課で同じような指標があればご助言をいただければと考えます。また、価格については、市場価格は経済状況等により変動するため、「品質向上＝ブランド力向上＝価格上昇」という直結した図式にはなりにくいと考えます。肉の価格のみならず飼料等の高騰などの問題もあり、生産者や補助事業団体の自己努力だけでは解決できない要素に左右されるため、持続可能な産業として未来に残すことを目標に、導入頭数を目標にしています。	
今後の方向性	何のために、何を指して、そのためにどういった事業を行い、何に補助金を使うのか、これを明確にしていきたい。	生産振興・ブランド力向上の取組をおこなってきましたが、可視化が容易なゴールがない状態であり、具体的な活動に対するの目標が見えにくい状況です。今後補助対象団体と個別の目標についても検討をしていきます。	令和5年度末
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	市民の認知度、歴史などから今後も継続して伊賀牛の振興をおこなう必要があるため		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察研修会に関する旅費が対象経費となっているが、「伊賀牛の生産品質向上と和牛肥育組合の振興を図る。」という補助金交付の目的に対して成果が見えにくい。組合の運営費補助とみえるため、目的に沿った事業への補助金に変える必要があるのではないか。</li> <li>・交付先団体が違う伊賀牛への関連補助金等が複数あり、補助金等の整理統合が必要なのではないか。</li> </ul>
--------	---

②

審査結果	整理・統合を含めた検討を前提に継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JAと市の役割、すみ分けの検討が必要である。</li> <li>●市が支援する以上は、青山地域が対象となっているのか、名張市に渡っていないかの精査が必要である。</li> <li>●目的や対象を精査し、成果が見えるような制度にすべきである。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●優良素牛導入助成金と和牛肥育組合振興助成金は、団体と肥育農家への助成であるが、関わっている方は、そんなに変わらないと思うので、市民に説明していくためには精査が必要である。</li> <li>●岩手、佐賀、鹿児島、東京などが挙げられている視察についてもJAの母体が支援すべきであり、そこに行政の支援が必要ならば、市がJAに助成し、そこから各団体へ流れる形を検討すべき。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

個別論点ごと 部局対応方針	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
	公益性	視察する事が認定農業者相互の連携、効率的な農業に繋がっているのか分かりにくい。どういった成果に繋がったのかの報告書の提出が必要。	コロナ禍の影響を受け、現地視察を中止せざるを得なかったが、視察研修をおこなった際は、必ず参加者から報告書の提出を実施している。また、参加した際は他県並びに他分野の農業を営んでいる参加者等とも交流を持ち、認定農業者相互の連携、効率的な農業に繋がっている。その成果を報告書に纏めるように会員に周知する。	令和5年度末
	公平性・透明性	旅行に対して補助金を出すのであれば、誰がどんな内容の研修をどれだけ受けたのか旅程表等を把握しておく必要がある。これを作らないと補助金を出さないという運用にし、エビデンスを残すべき。	視察研修については、事前に視察内容を周知しており、研修行程を把握している。その後、復命として視察内容を報告会などで発表するなど検討したい。	令和5年度末
	今後の方向性	補助金は団体の財源だけでは賚れないものに対して交付することを徹底し、繰越財源があったとしても会費の徴収がない場合は交付しない運用にすべき。	昨年度は、計画した活動が全て中止となり、補助金は返金している。また、会費についても返金するべきであった。今後、昨年度のような不測の事態が発生した場合には、対応を検討する。	令和5年度末
	今後の方向性	事務局や通帳を市が持つというのは問題。団体で運用することを徹底し、これができない団体に補助金を交付するべきではない。	理事会や会員で今後の事務局体制を協議していく。	令和7年度末
	今後の方向性	目的と手段に乖離があるように思うので、本当に今の旅行費補助がこの補助金の目的に一番適した手段なのか検討していただきたい。	認定農業者相互の連携や効率的な農業を行うことで、他県の農業者や認定農業者相互の連携などで、視察研修は有意義であるが、新規就農者との交流など、補助金の目的について検討する。	令和7年度末
本事業に関する今後の部局方針		<b>継続</b>		
上記理由	認定農業者同士の横のつながりを作る上で本協議会の役割は大きいと考えている。情報交換を行い、効率的な農業経営にも貢献している。			

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局を市が担っており、その体制の協議が令和7年度末までと示されている期間が妥当か。移行までの期間とすべきか。</li> <li>研修会の回数が成果指標となっているなか、研修費用を市が補助することが「認定農業者相互の連携と効率的かつ安定的な農業経営体の育成」という目的に繋がっていると言えるのか。新たな成果指標を定めたいうえで、効果検証期間を定め、効果が出ないのであれば、廃止を含めて検討するべきではないか。</li> </ul>
--------	--

②

審査結果	廃止(直営を含めた検討)
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度中に廃止・直営を含めた検討を行うこと。</li> </ul>
行政事務事業評価審査委員会 その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務局が助成金の出入りを管理していることは望ましくない。</li> <li>●指標に会議の開催回数を挙げているが、会議は連携や情報共有の場として一定必要なことではあるが、その先が見えてこないため、認定農業者の育成など、成果指標を持つべき。</li> <li>●体制の協議に3年もかけず、もう少し早く終えるべき。</li> <li>●今後、認定農業者協議会が自立して独自で事務局を構える。これが現実的に可能なのか。難しいのではないか。認定農業者同士の横の繋がりが今後の農業の安定化に必要なのであるなら、市の直営事業として実施する必要があるのではないか。</li> <li>●市の職員は会議などもどんどんオンライン化されていて、旅費を出して現地に行くような研修は殆どなくなってきているのではないか。市の直営事業はそうなのになら、補助金を出して実施されているものはそうでないというのは説明がつかない。出張するほどの効果がどれだけ見込まれるのか。見込まれるものは行けば良いが、市と同じ基準で判断されるべき。直営でやればその基準で出来るのではないか。</li> <li>●目的を達成するためにどうするのが良いのか、この視点に立ち返って考えていただきたい。</li> </ul>

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
受益者負担・決算内容	指定管理では決算関係書類は利益がハッキリと分かるようなものにするべき。収益-費用=差引利益というような表にしていきたい。	当施設は、純粋に利益を追求する施設ではないため、収益-費用=差引利益という表記にはなじみませんが、決算書類については歳入、歳出を読み換えられるよう指定管理者と協議をしていきます。	令和4年度末
受益者負担・決算内容	決算書類に減価償却費が入っていないのが問題。施設の老朽化を減価償却として把握するべき。	市の所有施設であり、施設の耐用年数の把握はしていますが、減価償費用等把握していない状況です。指定管理施設の老朽化について、全庁的な解釈をご助言いただければと考えます。	令和4年度末
受益者負担・決算内容	ニーズを把握し、多くの住民がこの施設を必要としていないのであれば、使用料収入で運営をすることができないのか。	当施設は、貸農園の利用者だけが使用料を負担している状況です。付帯する芝生広場や、貸農園として貸している場所以外の園内の維持管理にかかる経費について、誰が負担すべきかという問題が発生すると考えます。使用料収入だけの運営となると、貸農園の契約者のみが負担することとなり、現実的ではありません。	未定
今後の方向性	指定管理をやめ委託とする。そのうえで委託先として他に対象団体が考えられないか関係課で検討すべき。現状では指定管理にする理由が見出せず望ましくないのではないか。	指定管理選定委員会を経て、令和5年度以降も指定管理をおこなう施設となっていることから、指定管理団体と今後の運営について協議をする必要があります。施設の将来も含め今後の検討材料にします。	令和9年度
法的根拠	そもそも指定管理者制度を導入する方法が適切でないケースがあるため、市全体の指定管理者制度を導入している施設で適切かどうかを見直した方が良いでしょう。	指定管理選定委員会を経て、令和5年度以降も指定管理をおこなう施設となっていることから、指定管理団体と今後の運営について協議をする必要があります。施設の将来も含め今後の検討材料にします。	令和9年度
法的根拠	指定管理を導入すべき施設は、民間企業が競争して、直営よりもスキルノウハウがあり競争原理の下で、より良い市民サービスを提供してもらえる施設、団体が該当することが原則である。本件は、指定管理者制度を導入する理由がほとんどないため、委託か直営に戻す方を検討すべき。	指定管理選定委員会を経て、令和5年度以降も指定管理をおこなう施設となっていることから、指定管理団体と今後の運営について協議をする必要があります。施設の将来も含め今後の検討材料にします。	令和9年度
本事業に関する今後の部局方針	<b>その他手法</b>		
上記理由	指定管理→委託か直営に運営方法が変更できるか検討		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>この施設が本来の目的を果たしているのか。個人の趣味の場の提供となっていないか。</li> <li>今年度、指定管理者選定委員会を経て、令和9年度まで指定管理として運営されることが決まっているため、この期間を精査期間とし、市民ニーズの把握、適正な受益者負担、将来的なコスト負担、これらを確認したうえで、効果や必要性、継続性を見いだせないものは廃止を検討するべきではないか。</li> </ul>
--------	---

②

審査結果	その他手法
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定管理、委託事業に捉われず、民間に担って頂くことを検討すること。</li> <li>●検討の結果、指定管理を続ける結論を出したならば、この団体に限定した指定管理とせず、民間の知恵を広く公募により募るような指定管理に切り替えるべく令和9年度までに抜本的に見直すべき。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定管理期間後には地元優先だったことを転換し、運営主体を広く、まずは市内、なければ市外県外あるいは企業に対して、募ること。PFIという手法になるかもしれない。資産が上手く活用されることが最大の目的である。</li> <li>●情報発信の必要性がある。これまで通りで指定管理者にお任せして、行政は何もしないということは許されない。指定管理の見直しは10年からかもしれないが、こういった情報発信などの取り組みは緊急課題であるとする。</li> <li>●市民農園の部分は99区画利用されているが、これが本当に農業振興に繋がるのか、よくわからない。そのため、本当にこれは目的を果たしているのか判断できないので、効果検証が必要。</li> <li>●農地周辺の人口形態と大いに関わってくる。何年後には限界集落になっているということも見越して、このまま続けていくとどうなるのか、次の世代に対して、どんな形がいいのか。ゼロベースで考える必要がある。</li> <li>●農業公園の指定管理されているところのホームページも見たが、発信力が足りない。PRの方法を考えるべき。1人でも問い合わせいただけるよう、積み重ねだと思おうので令和9年度までには、まず情報発信から見直して頂きたい。</li> <li>●指定管理者が変わったとしても、地元と協働していただけるような制度設計にしていれば良い。このような条件を行政は時間をかけて考えていただきたい。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
積算根拠	団体補助的な交付金ではなく、事業費による積み上げ型の交付金にするべきである。	地域包括交付金は、一定の基準に基づきそれぞれの地域に交付する交付金の上限額を毎年度定めています。各住民自治協議会からは、毎年度事業計画を提出を求めており、それらの計画を基に交付金を交付しています。しかしながら、事業計画の詳細が不明瞭な部分もあることから、今後はより詳細な計画の提出を求めていくなど検討を行います。	令和5年度中
受益者負担・決算内容	自治協議会によっては、千円単位で実績報告書が作成されているので、1円単位で報告させるべきである。	実績報告については、1円単位での報告が原則であるため、1円単位での実績報告の提出を徹底します。	令和4年度実績報告書提出分
受益者負担・決算内容	住民自治協議会の基金積立てを把握しておくべきである。	交付要綱に基づき積み立てられた基金については、毎年度、基金状況報告書により確認を行っています。	実施済み
受益者負担・決算内容	伊賀市から住民自治協議会へ地域包括交付金以外に支出されている金を把握しておくべきである。	住民自治協議会への支援内容等を把握するため、各部署が実施している施策等について、全庁に照会するなど、把握に努めます。	令和4年度実績報告から
公平性・透明性	交付金の使途を細目に分けて支出を報告させるべきである。	交付金の使途が明確になるよう、実績報告書の様式を改めるなど検討を行います。	令和5年度中
今後の方向性	指定管理を担える住民自治協議会としての要件をしっかりと定める必要があるのではないか。	住民自治協議会の設立要件等は、自治基本条例において規定しています。なお、指定管理に関しては、指定管理者選定委員会において審議の上、可否を決定しています。	
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	住民自治協議会は、まちづくりの根幹を支える組織であり、自治基本条例によって財政支援が規定されていることから、地域包括交付金を活用した様々な課題の解決に取り組んでおり、伊賀流自治を進めるうえで、必要不可欠な支援であると考えます。また、更に公金監査の視点を反映した制度運用を実施します。		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続に際して、指摘された事項について、示された期限までに必ず取り組む必要があると考えるがその是非がどうか。</li> <li>自治協に指定管理者を担って貰うことや、コストカットが目的とならないよう、市として地域に求めている具体的な内容を明らかにすべきではないか。</li> <li>地域課題の解決のための支援を継続するためにも、事業提案型の制度(活動補助金・事業補助金)としての性質を持つ補助金に移行していく必要があるのではないか。</li> </ul>
--------	--

②

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使われ方について監査などのチェック体制を整えること。</li> <li>●行政と地域との関わり方を再考すること。</li> <li>●交付金の算定方法を含め、要綱の見直しをすること。</li> </ul>
行政事務事業評価審査委員会 その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●しっかり監査ができていないのが実情のようで、使われ方がきちっとチェックされていないのは問題。各支所含めた市側の体制をしっかりとしたい。必要性を感じる。</li> <li>●事業型の補助金では包括交付金の意味がなくなる。</li> <li>●不正を防ぐのは大前提だが、毎年監査をする必要もないのではないか。自治協の方の意欲をそがないためにもある程度信頼関係も必要。2、3年に一度でも抑止作用は働く。</li> <li>●社会は常に変動しているため、地域のまちづくり計画の改正は適宜必要。まちづくり計画の改正といった点でも、同様に行政には丁寧に地域と向き合っていたいただきたい。</li> <li>●人口割、面積割の割合を少し変えていく必要性もあるか考える。人口が少なくて面積が多ければ課題も多い。逆に人口が多くて、面積が小さいところは、少し過剰な金額になっている可能性もある。地域の課題に対して、交付金がどう生かされるかが大切。これまでの期間で、地域の課題への取り組みに必要な金額がどれくらいなのか、ある程度把握できると思うので、こういったところも加算項目として加えていただきたい。</li> </ul>

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
受益者負担・決算内容	島ヶ原地区まちづくり協議会の絆づくり補助金事業実績書では、灯りと光のミュージアム事業の用途が摘要欄に記載されているものの、決算額は報償費、需用費の単位にまとめられているため、詳細に記載できるよう改められたい。	地域絆づくり補助金においては、事業実績報告時に添付資料として、事業に要したすべての経費の領収書の写しの提出を義務づけており、それらをもって支出内容の確認を行っています。しかしながら、ご指摘のように実績報告書のみでは詳細が不明瞭のため、今後は、金額の詳細まで記載するよう改めていきます。	令和4年度実績分より
公平性・透明性	住民自治協議会、まちづくり協議会の単位でしか申請できないということは、まちづくりに関わる他の主体者が排除されてしまう恐れがあるため、広い団体が活用できる制度を検討すべきである。	住民自治協議会は、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い解決できるよう地域住民により自発的に設置組織です。そのため、当該補助事業の実施は、地域の総意の下、地域内の課題に応じて実施されています。なお、市民活動団体が実施する事業については、「地域活動支援補助金」を活用いただくことができます。	
補助の効果(成果指標)	補助金管理シートの終期設定の有無欄に、「事業の効果を図るために、一定年度の継続は必要である。」と記載されているのに、補助金等の見直し基準における基本的事項の再チェック欄では、「各地域のまちづくりに資する事業に対する補助のため費用対効果を測ることは困難」と記載しているのは矛盾している。	各地域がそれぞれの地域課題に対して主体的に実施する事業を、費用面だけで効果を図ることができないため、このように記載しました。しかしながら、当該事業に実施に伴う事業効果を図ることは当然ながら必要であると考えていますので、補助事業実施により地域の課題解決に繋がったか、また、継続的に取り組んでいるかなど、実施団体にヒアリングなどの手法を用いて検証していきます。	令和4年度実績分より
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	当該補助金は、各地域が抱える課題等に対する活動支援補助金です。交付に当たっては、審査会を設置し、特に公益性、持続可能性に着眼して交付決定を行っており、また、事業の自立・継続を前提に最長3年間で限度としています。少子高齢化、人口減少等による地域課題の顕在化は蓋然であり、住民自治協議会の存在価値は高く、その活動に対する一定の支援は必要であると考えます。今後も最大の事業効果を発揮するため、制度の見直しを定期的実施します。		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の活性化のためには、地域の自主的かつ継続的な活動、さらに自立化のための活動が必要あり、提案型の補助金である本補助金は継続が妥当であるとする。</li> <li>最長3年間という補助期間の中で、課題がどれだけ解決に繋がったのかを適切な成果指標により、検証できる仕組みになっているのか。</li> </ul>
--------	---

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>やる気のある地域を引き上げるための補助金なのか、そうではない地域の底上げを目的とした補助金なのか、目的を明確にすること。</li> <li>補助金の成果は、広く周知し、そのプロセス含めて他の地域の参考となり得るような仕組みにすること。</li> <li>補助金のテーマは行政主導で決めるのではなく、地域との話し合いのうえで、その時の地域課題に沿ったテーマとすること。</li> <li>補助対象事業となったものは、それぞれで成果指標を設定し、その成果が第三者に見て分かるような仕組みとすること。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の自治協では包括交付金のなかで取り組んでいることが、別の自治協ではキラッと輝けで補助金が出ている。こういったケースは改めるべきで、自由提案であれば包括交付金内で考えるべきであり、この自由提案型というのは止めるべき。</li> <li>ルーティンでやっている、また、やるべき業務ではなく、課題に対して新たに取り組む新しい取り組みに対して交付すべき。</li> <li>ゆくゆくは包括交付金に戻していく。こういうことが求められるのではないか。そこを見据えたうえでの継続が望ましい。</li> <li>自治協間の取組みへの意識差の問題がキラッと輝け等の取組みで助長しないように、目的を再度意識して、行政には取り組んでいただきたい。</li> <li>地区市民センターのセンター長の果たす役割も大きい。行政とのパイプ役としての役割や、地域の課題に対する向き合い方ということもある。また、地域の側にも事務局的な役割を果たせる人がいるのかというような課題があり、双方の体制づくりが大切になってくる。</li> <li>申請がある地域に対して選定のうえ補助金が交付され、申請がない地域には交付されないことは制度上仕方がない。重要なのは使われた補助金の成果が成功事例として共有され、そのプロセスを参考に、他の地域が続くような仕組みが構築出来ているかどうか。この仕組みを構築していただきたい。</li> </ul>

②

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
受益者負担・決算内容	定額補助だと支出した補助と成果がわからなくなる。実績報告書を見ても成果に繋がっているのかが見えにくい。また、実績報告書の内容が方針を過去形にした様な形になっており、いつ何をしたのかをきちんと記載すべきである。	補助金額については、一定額を定めているわけではないが、事業内容を精査し、見直しを検討する。実績報告書の記載については、実施内容に基づいて目的・内容・効果等を明確に記載するよう指導を行う。	直ちに
受益者負担・決算内容	市の公費による経営補助が必要なのか、人件費補助は考えを改めるべき。	他市の補助内容を確認し、適正かどうか検証を行う。	令和6年度予算要求時まで
受益者負担・決算内容	商工会の経営は補助金ではなく商工会会費等で賄う必要がある。計画をたてて改善していくべき。	上野地域以外を管轄する唯一の商工団体であり、該当エリアの事業者支援など、担っている責務は大きい。行政としても必要不可欠であると考えているため、引き続き、支援を行っていきたい。ただし、可能な限り自主財源で賄うことができるよう改善を依頼する。	直ちに
行政関与の必要性	同一規模の自治体でここまでの金額が出ている自治体はあまりないのではないかと。県下他市の決算状況も確認すべき。	商工会議所・商工会をともに市内に有する近隣他市(津市・松阪市等)の決算状況を調査し、確認する。	令和6年度予算要求時まで
今後の方向性	市から大きな補助金を出している以上、市の商工政策として目指すべき姿を示し、そこに貢献する事業を交付の要件とする必要がある。	「第2次伊賀市総合計画」に基づいた事業であるかを随時確認する。	随時
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	市内の上野地域以外を管轄する唯一の商工団体として、行政が支援するという役割は大きいと考える。適正な負担金・補助金の支出および効率的な運営は必須であるため、随時確認・見直しの指導を行っていく。		

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証のための期間が令和6年度予算要求時まで(令和5年10月ごろ)となっていることが妥当かどうか。</li> <li>・市や県の補助金が団体収入の半分以上となっている現状を、いつまでに改善を図るのか、段階的な計画を立て、補助金としては縮小していくべきではないか。</li> </ul>
--------	---

②

審査結果	改善のうえ継続(他市状況次第では抑制)
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会議所との統合に関しては伊賀市だけで解決できないこともある。その点も含め、金額面でも令和5年の秋ころまでには他市状況は精査していただきたい。</li> <li>●会員になることがゴールではないはずなので、指標の見直しをすること。</li> <li>●商工会と検討を重ねて段階的に効率化を図っていくこと。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市が何をしたいというのあまり明確でない。市が求めるところと、商工会が求めるところ、このすり合わせのための話し合いを行い、必要な改善を図る必要がある。</li> <li>●他市事例、町ではなく市の事例は見えていく必要がある。伊賀市内だけでも商工会議所との金額の乖離は著しいと言わざるを得ないので、この精査は必要だろう。</li> <li>●各商工会の事務所が、旧町村ごとに残っている。このあたりの改善、効率化がなされる必要があると考えている。将来的にはここにも踏み込んで議論を進めていただきたい。</li> <li>●長期的にこの補助金を減らしていくということを、市として示していければ、商工会としても効率化を進めざるを得なくなる。そこも含めて、商工会と検討を重ねていただきたい。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

個別論点ごと 部局対応方針	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
	行政関与の必要性	負担金として支出しているものを改めて精査し、なぜ負担金なのか説明が出来ないものは補助金に改めるべき。	条例等で負担が明定されている給付金以外のものを「補助金」に改めるよう整理する。	令和5年3月
	今後の方向性	会員ニュース発行などは本来商工会議所の自主財源で行うべき。	自主財源で行うべきものは、補助金を充当しない方向で話し合う。また、会員ニュースについては、電子版への移行などの検討を促す。	直ちに
	今後の方向性	補助事業費を明確にし、そこに補助金を充てるべき。	対象経費を明確にし、補助申請を行っていただくよう指導する。	直ちに
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>			
上記理由	上野地域の唯一の商工団体として、行政が支援するという役割は大きいと考える。 適正な負担金・補助金の支出および効率的な運営は必須であるため、随時確認・見直しの指導を行っていく。			

①

諮問時の視点	・示された方向性を実行することは必要だが、そのうえで補助金の継続は妥当な判断と言えるのではないか。
--------	---

②

審査結果	改善のうえ継続
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会議所と協議のうえ、補助金の使途を明確にし、そのうえで事業費の積み上げによる補助金に改めるべき。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指標の改善は必要。GDPとか経済効果の部分を指標とするべきではないか。毎年は難しくても経済センサスなどの数値をつかうことも検討していただきたい。</li> <li>●広報に補助金を使うということではなく、商工会議所が課題と感じているところ、それが市の課題でもあれば、そういうところに補助金を充てるべきではないか。行政として課題に対して使われるような話はしていくべき。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに
積算根拠	現代において労働団体の育成が必要なのか疑問である。労働者にとって何が大事なかを検証する必要がある。	現代において労働団体の育成が必要なのか(労働者にとって何が大事なかを)、県下の他自治体の事例等を参考にしながら検証する。	令和6年度の予算要求時まで
受益者負担・決算内容	決算書では繰越金があるため資金に余裕があるのではないか。無理に活動しているならば縮小を検討すべきである。	新型コロナにより活動が制限された分、繰越金が多く発生した。新型コロナ等の変動的な対応を要しない場合において、自主財源で十分な活動できないか精査する。	令和6年度の予算要求時まで
公益性	実績報告書の内容をみると事業の目的に沿っておらず、縮小・廃止の検討が必要と言わざるを得ない。労働者の支援は一概には否定できないため事業内容は必ず見直す必要がある。	事業内容が労働者の生活向上・福祉充実と関連性があるのかを精査した上で、事業内容及び補助対象経費の見直しを検討する。	令和6年度の予算要求時まで
公益性	当団体の育成が伊賀市にとって必要か否かの視点で方向性を判断する必要がある。	当団体に対する育成の要否について、県下の他自治体の事例等を参考にしながら判断する。また、必要との判断に至った場合でも、補助金については段階的に削減することを視野に検討する。	令和6年度の予算要求時まで
行政関与の必要性	そもそも、補助金として支出する必要がないと考える。昔からある補助金だとは思いますが、今の社会情勢を鑑みて必要性があるとは思えない。優先度は極めて低いと考える。	県下の他自治体の事例を調査した上で、行政関与(補助金交付)の必要性を検証する。	令和6年度の予算要求時まで
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>		
上記理由	県下の他自治体の事例を調査した上で、自主財源との兼ね合いも考慮し、段階的に削減することを視野に検討する。		

①

<b>諮問時の視点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本補助金の目的である「労働団体の育成」の必要性や効果が明確でなく、また、実績内容も団体の福利厚生のようなものになっていることから、団体の活動は自主財源で賄って頂き、補助金は廃止が適当ではないか。</li> <li>●継続させる場合には、示された期間内での検証ではなく、期間内に検証結果を反映させる必要があるのではないか。</li> </ul>
---------------	---

②

審査結果	廃止
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●廃止を念頭に、今後の方向性について関係団体との協議を行うこと。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状必要な補助金なのかは疑問しかない。検証は必ず必要で、自主財源で本当に補えないのか。そのうえで支援が必要なのか、確認いただきたい。</li> <li>●報告書を読む限り、習い事に触れる、こういうことに何か労働団体の育成ということに関して意味があるのか。これは個人の趣味のなかで行うようなものではないか。ここに税金が投入されるということはそぐわないように考える。</li> <li>●過去、労働者の身分をしっかり保証していかないといけないという時代に、行政として支援するためにこの補助金というのは起こったと聞いている。この補助金の一定の効果もあり、労働者の立場も変わってきた中で、今は労働者同士の親睦と交流が目的となっている。こういったことを考えると、行政としては今後、この補助金の在り方というのは再検討する必要がある。</li> <li>●直ぐに補助金を廃止するというのは難しいかもしれないが、今後の方向性を確認することはそこまで難しいことではないと思う。</li> <li>●活動方向を確認すると、名張でも活動をされていないか。名張市でも同じように補助金を交付しているのか。名張市は既に出していないということであれば、伊賀市が出し続けるのはどうなのか。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会

個別論点ごと 部局対応方針	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	
	公平性・透明性	伊賀フットボールクラブノーマーに対してだけ、なぜこれだけの補助をするのかという合理的な理由を整理しておくべきである。	他の団体にはない女子サッカートップチームである「伊賀FCノーマー三重」を頂点とした地域スポーツのブランド力を活用しつつ、伊賀市スポーツ推進計画に定める基本目標であるスポーツを「する」「みる」「ささえる」を担う当該NPO団体の事業について、チーム運営に関する部分とスポーツ振興(地域貢献)に関する部分を明確化する。	令和4年度から補助対象を地域貢献活動とすることとしているが、補助率等について予算に定める額としているため、現状の部単位の補助金要綱改正に併せ明確化することとする。	
	行政関与の必要性	プロ、アマチュアに関わらず選手の支援が趣旨と思うが、行政関与の目標、補助対象、積算根拠を明らかにすべきである。	補助要綱では「予算に定める額」とされているが、従前より補助団体から事業費を積み上げたものを提出させ、その総額と予算額を比較している。		
	積算根拠	補助金額ありきの事業計画になっている可能性があるため、事業の積み上げによる補助にすべきである。原則として事業費補助に見直していただきたい。			
本事業に関する今後の部局方針	<b>抑制</b>				
上記理由	本来社会(地域)貢献は、各団体の体力に応じた自主的な取り組みであることから、補助対象や自主財源の確保などの状況に配慮しつつ段階的な縮小が妥当と思われる				

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>要綱改正に合わせて明確にするとあるが、直ぐにでも取り組むべき内容ではないか。</li> <li>部局の方針に示されている通り、縮小に向けて段階的に取り組むことが望ましいと考える。そのうえで交付先団体といつまでにどれだけ縮小するのかの検討し、その調整期間として来年度中とすることが妥当ではないか。</li> </ul>
--------	---

②

審査結果	改善のうえ抑制
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シビックプライドに繋がっている事業なのか検証をしたうえで、市民含め市全体で支えていくような取組みが必要。</li> <li>●運営費ではなく市民へのスポーツ振興に繋がるための事業費補助として必要な経費の積み上げによる助成にすべき。</li> </ul>
行政事務事業評価審査委員会 その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市がスポーツ振興計画の中で目指す目標に対して伊賀FCノーマー三重にどこを担って頂くのか、この整理をしていただきたい。</li> <li>●いかに市民皆で支えていくのか、こういうところに力を入れていくべきなので、どうやってその方向性に持って行くのか、補助金ありきではなく考えていただきたい。</li> <li>●他のプロチームも市民との交流というのは当然行っている。これは</li> <li>●補助金等管理シートの評価結果のところ、このチームのリーグ順位になっていることがあまり納得できない。市の評価としてはこういうことではなく、スポーツ振興のための評価になっていなくてはいけないのではないか。</li> <li>●ふるさと納税なども活用して財源を得ていくことも引き続き検討いただきたい。</li> </ul>

個別論点ごと 部局対応方針	見直しの視点	指摘事項	対応方針	いつまでに	
	受益者負担・決算内容	市から委託事業と、事務局経費として補助金を交付しているため、決算ベースで7,302,408円が支出されている。スポーツ協会への加盟金を増額するなど運営に工夫や経営努力が必要と考える。	市で担っていた事務局を令和2年度から外部にて行っている。事務局運営には資金に加え人員などのマンパワーを確保する必要があり、これらを一体的に活用することで組織活性化を通じ新規事業の獲得などが成り立っていくものである。しかしながら、これを担う人材が確保できず協会自体でも憂慮している状況であるが、スポーツ振興における基幹団体でもあることから、まずは自身が行う自主運営や内部統制など組織の在り方などの検討について、補助者においても状況を確認するとともに必要な助言を行っていく。	現状では見通せないが、継続的に改善状況を確認していく	
	公平性・透明性	公的な協会であるにもかかわらず、一部の団体に固定化しているのは問題である。スポーツ協会が目的に対して役割を果たしているのか検証する必要がある。			
	今後の方向性	民間企業においても3年程度は赤字となるのが普通で、その間は、分析や黒字化するための仕組みづくりに注力することとしている。スポーツ協会でも同様のことが言えるため、その仕組みづくりに取り組まれない。			
本事業に関する今後の部局方針	<b>継続</b>				
上記理由	補助の終焉時期については、現状で見通せないが継続する中で内部統制や自主運営の進捗状況などについて必要な助言を継続的にしていく。				

①

諮問時の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●示された対応方針では、結果、現状と何ら変わらないのではないか。</li> <li>●補助金そのまま別団体への委託費として支出されているのは団体の自立に繋がらない。「補助の終焉時期については、現状で見通せないが継続する中で」ではなく、自立に向けて計画的に進めることが出来よう団体と検討するべき。その検討期間としては来年度中が望ましいのではないか。</li> </ul>
--------	---

②

審査結果	廃止(その他手法の検討)
上記審査結果に対して付される意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体の自立に向けての方向性を来年度中に検討いただくべき。</li> <li>●その実現のため、具体的な事業を団体に担っていただき、そのための補助や委託料を出す。運営費補助でなく、事業費補助に切り替えるべき。</li> </ul>
その他審査時の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今の状況を伺ったところ、直ぐにやめるというのは難しい。であれば、事務局が示す来年度中を検討期間として今後どうしていくのかというのを明らかにしていくべき。</li> <li>●スポーツ協会に独立して欲しいと言いつつ、その支援体制を行政側も作ってこなかった。これを改めていかなければいけない。</li> <li>●現実に見合った仕組みやお金の出し方がある、自立が出来ないのであれば、今できることを担っていただかなければならない。</li> <li>●いつまでにというのが見通せないということではなく、方向性は早く定めて頂く。そしていずれ自立いただく。今、完全に自立することは難しくても、まず具体的な事業を団体に担っていただき、そのための補助や委託料を出す。運営費補助でなく、事業費補助に切り替えていただく。こういう考え方。</li> <li>●市のOBなど、ある程度事務能力のある方が会長職を担っていただいて、自らも事務を行いつつ、一人程度職員を雇っていただいてという体制を構築していただく必要がある。この次のステップにどう進んでいくのかということを行政は考えていく必要がある。</li> </ul>

行政事務事業評価審査委員会